

藤井寺市国民健康保険運営協議会資料

令和4年2月

藤井寺市健康福祉部保険年金課

令和4年度国民健康保険制度について

■令和4年度 藤井寺市保険料率（大阪府統一保険料率）

		本市保険料率			賦課限度額	
		所得割	均等割	平等割		国基準
4年度	医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円	65万円
	後期分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円	20万円
	介護分	2.48%	18,306円	0円	17万円	17万円
3年度 (現行)	医療分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円	63万円
	後期分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円	19万円
	介護分	2.47%	18,213円	0円	17万円	17万円
比較	医療分	+0.09%	+1,214円	+235円	0万円	+2万円
	後期分	-0.07%	-52円	-358円	0万円	+1万円
	介護分	+0.01%	+93円	0円	0万円	0万円

※藤井寺市保険料率と大阪府統一保険料率は同率

■賦課限度額

●本市（府統一）の賦課限度額は医療分、後期分、介護分とも令和3年度から据え置き。

国基準は、令和3年度から医療分を2万円、後期分を1万円、合計3万円の引き上げとなるが、大阪府における保険料率の算定期間が改正政令の公布前であるため、1年遅れで国基準に引き上げを行うため、令和4年度の賦課限度額は据え置きとなる。

年度	本市（府統一）				国基準			
	医療分	後期分	介護分	計	医療分	後期分	介護分	計
2年度	61万円	19万円	16万円	96万円	63万円	19万円	17万円	99万円
3年度	63万円	19万円	17万円	99万円	63万円	19万円	17万円	99万円
4年度	63万円	19万円	17万円	99万円	65万円	20万円	17万円	102万円

■出産育児一時金制度の改正（令和4年1月1日施行）

●出産育児一時金の支給額について、令和4年1月1日出産分より産科医療補償制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられました。併せて、少子化対策として出産育児一時金の支給総額は現行の42万円を維持すべきとされたことから、産科医療補償制度掛金の引き下げ分を本人給付分に充て、出産育児一時金の本体支給額をこれまでの40.4万円から40.8万円に引き上げることとされたことに伴い、本市国民健康保険条例の一部改正を行いました。

※出産育児一時金の支給額（産科医療補償制度の対象分娩の場合）

（改正前） 本体支給分 40.4万円 + 産科医療補償制度掛金 1.6万円 = 42万円

（改正後） 本体支給分 40.8万円 + 産科医療補償制度掛金 1.2万円 = 42万円